

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 占冠村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	100.5	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.7	%
全職員	68.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	95.8	%
本庁課長補佐相当職	99.1	%
本庁係長相当職	105.6	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	92.2	%
31～35年	93.7	%
26～30年	96.3	%
21～25年	92.4	%
16～20年	—	%
11～15年	118.4	%
6～10年	106.9	%
1～5年	126.1	%

【説明欄】

～男女の差異が大きい理由～

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、会計年度任用職員に女性が多いことなどによる。
- ・勤続年数が長い職員においては、扶養手当等の各種手当が男性への支給が多いことなどによる。
- ・勤続年数が短い職員においては、社会人等の中途採用者に女性が多いことなどによる。

～補足～

- ・勤続年数16～20年には女性職員が在職していない。
- ・会計年度任用職員は週20時間以上勤務の者のみ算定の対象としている。
- ・医師職は女性が在職しておらず給与支給額も大きいため、算定の対象から除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。